

「公印省略」

6福計協 第15号

令和6年4月12日

公益社団法人 福岡県薬剤師会

会長 様

福岡県指定定期検査機関

一般社団法人 福岡県計量協会

会長 古森 弘美

令和6年 前期 特定計量器定期検査の実施について (通知)

計量法第19条第1項の規定に基づき特定計量器定期検査の実施について同法第21条第2項の規定により公示されました。

このことについて福岡県計量検定所長より、通知依頼(令和6年4月12日 6計第9号)がありましたので、別添の告示を送付します。

つきましては、健康診断に使用される体重計及び調剤用のはかりが本検査の対象となりますので必ず受検されますよう貴会会員の方々へのご指導方よろしくお願いいたします。

(実施地域は偶数年前期で以下の通り。八女市、広川町、筑後市、糸島市、那珂川市、春日市、筑紫野市、太宰府市、大野城市、上毛町、吉富町、豊前市、築上町)

連絡先

〒811-2302

糟屋郡粕屋町大字大隈188-2

福岡県指定定期検査

一般社団法人 福岡県計量協会

事務局 戸澤

TEL/FAX 092-939-2945

E-mail fukukeikyo@ceres.ocn.ne.jp

福岡県告示第231号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和6年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和6年5月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	広川町産業展示会館	広川町
	令和6年5月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市立花体育館	八女市
	令和6年5月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市立花体育館	
	令和6年5月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市立花体育館	
	令和6年5月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市農業活性化センター	
	令和6年5月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市立花体育館	
	令和6年5月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市立花体育館	
	令和6年5月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市星野行政福祉センター	
	令和6年5月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市矢部体育館	
	令和6年5月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市黒木体育館	
	令和6年5月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市黒木体育館	
	令和6年5月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	サザンクス筑後	筑後市
	令和6年5月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	サザンクス筑後	
	令和6年5月31日	10:00~12:00 13:00~15:00	サザンクス筑後	
		令和6年6月1日 から 令和6年7月31日 まで	左欄の間に行う検査については、広川町、八女市及び筑後市と協議の上、指示する。	

イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和6年6月1日から 令和6年7月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	広川町 八女市 筑後市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和6年6月1日から 令和6年7月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	広川町 八女市 筑後市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和6年6月1日から 令和6年8月31日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	広川町 八女市 筑後市

福岡県告示第232号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和6年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和6年6月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立福吉コミュニティセンター福よし絆館	糸島市
	令和6年6月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立福吉コミュニティセンター福よし絆館	
	令和6年6月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立福吉コミュニティセンター福よし絆館	
	令和6年6月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立可也コミュニティセンターしまてらす	
	令和6年6月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立可也コミュニティセンターしまてらす	
	令和6年6月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立可也コミュニティセンターしまてらす	
	令和6年6月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市人権センター	
	令和6年6月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市人権センター	
	令和6年6月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市人権センター	
	令和6年6月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市人権センター	
	令和6年6月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市人権センター	
	令和6年6月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市人権センター	
	令和6年6月22日から 令和6年8月21日まで	左欄の間に行う検査については、糸島市と協議の上、指示する。		糸島市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和6年6月22日から 令和6年8月21日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糸島市

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和6年6月22日 から 令和6年8月21日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糸島市
--	------------------------------------	---------------------------------------	-----

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和6年6月22日 から 令和6年9月21日 まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糸島市

福岡県告示第233号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和6年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	令和6年6月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	那珂川市都市整備部庁舎 外会議室	那珂川市
	令和6年6月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	那珂川市都市整備部庁舎 外会議室	
	令和6年6月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	春日市商工会館	春日市
	令和6年6月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	春日市商工会館	
	令和6年7月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑紫野市商工会館	筑紫野市
	令和6年7月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑紫野市商工会館	
	令和6年7月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	太宰府市役所 東側車庫	太宰府市
	令和6年7月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	太宰府市役所 東側車庫	
	令和6年7月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	大野城市北コミュニティセンター	大野城市
	令和6年7月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	大野城市南コミュニティセンター	
	令和6年7月10日から 令和6年9月9日まで	左欄の間に行う検査については、那珂川市、春日市、筑紫野市、太宰府市及び大野城市と協議の上、指示する。		那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	令和6年7月10日から 令和6年9月9日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和6年7月10日から 令和6年9月9日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市
--	---------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により (1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和6年7月10日から 令和6年10月9日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市

福岡県告示第234号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和6年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和6年7月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	吉富町体育館	吉富町
	令和6年7月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	道の駅しんよしとみ	上毛町
	令和6年7月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	上毛町役場大平支所	
	令和6年7月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	上毛町役場大平支所	
	令和6年7月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	築上町コミュニティセンター（ソピア）	築上町
	令和6年7月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	築上町役場 多目的室	
	令和6年8月1日	10:00~12:00	豊前市角田公民館	豊前市
	令和6年8月1日	13:30~15:30	豊前市合河公民館	
	令和6年8月2日	10:00~12:00	豊築漁業協同組合	
	令和6年8月2日	13:30~15:30	豊前市三毛門公民館	
	令和6年8月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	豊前市総合福祉センター	
	令和6年8月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	豊前市総合福祉センター	
	令和6年8月7日 から 令和6年10月6日 まで	左欄の間に行う検査については、吉富町、上毛町、築上町及び豊前市と協議の上、指示する。		
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和6年8月7日 から 令和6年10月6日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		吉富町 上毛町 築上町 豊前市

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和6年8月7日 から 令和6年10月6日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	吉富町 上毛町 築上町 豊前市
--	-----------------------------------	---------------------------------------	--------------------------

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所を実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和6年8月7日 から 令和6年11月6日 まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	吉富町 上毛町 築上町 豊前市